南但広域行政事務組合火災予防条例一部改正の詳細な内容は以下のとおりです。

１　対象火気器具等（※１）を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（※２）に際して使用する場合は、消火器（※３）の準備をしなければならなくなりました。

　　（条例第１８条～第２２条関係）

　※１　対象火気器具等とは？

　　　　コンロやストーブなど火を使用する器具又はその使用に際し火災の発生のおそれがある次の１～５の器具のことをいいます。

　　　１　気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガスストーブなど）

　　　２　液体燃料を使用する器具（石油ストーブ・自家発電機など）

　　　３　固体燃料を使用する器具（かまど・薪ストーブなど）

　　　４　電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）

　　　５　火消ツボなど

　※２　多数の者の集合する催しとは？

　　　　例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを有するものを指します。したがって、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まるような近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が開催する餅つき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外です。

　※３　消火器とは？

　　　　「消火器の技術上の基準を定める省令」（昭和３９年自治省令第２７号）第１条の２第１号で決められている消火器で、水バケツ・エアゾール式簡易消火用具及び住宅用消火器は該当しません。なお、消火器は設計標準使用期限内のもので腐食等による破裂の危険性のないものを使用してください。

２　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して、対象火気使用器具等を使用する露店等を開設する場合には、あらかじめ管轄の消防署長に「露店等の開設届出書」（※４）を届け出なければならなくなりました。（※５）

　（条例第５３条関係）

　※４　露店等の開設届出書

　　　　[Word](rotenntounokaisetu.docx)

　　　　　　　[PDF](rotenntounokaisetu.pdf)

　※５　届出者は？

　　　　露店等の関係者となります。なお、露店等が多数となる場合には、個々の露店主が個別に届出するのではなく、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届出ることとなりました。

３　大規模な催し（※６）を「指定催し」とした防火管理等

　　（条例第４２条の２・第４２条の３関係）

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するものを「指定催し」として指定します。

　　なお、催しを指定するときは、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知するとともに、住民の皆さんに公示（※７）することとなりました。

　　また、「指定催し」を主催する者は、以下の事項が義務付けとなりました。

　　①　速やかに「防火担当者」を定めること。

　　②　「防火担当者」として選任された者に、「火災予防上必要な業務に関する計画」（※８）を作成させるとともに、計画にしたがって火災予防上必要な業務を行わせること。

　　③　指定催しを開催する１４日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画」を管轄する消防署長へ提出すること。

　※６　大規模な催しとは？

　　　　主催する者が出店を認める露店等の数が１００店舗を超え、かつ、一日当たりの予想人出数が１０万人以上のものです。

　　　　（南但消防本部消防長が指定するものに関する規程第１０条）

　※７　公示の方法は？

　　　　南但消防本部の掲示板及びホームページで行います。

　※８　「火災予防上必要な業務に関する計画書」

　　　　　　　[Word](kasaiyoboujyouhituyouna.docx)

　　　　　　　[PDF](kasaiyoboujyouhituyouna.pdf)

４　罰則（条例第６２条関係）

　　「指定催し」を主催する者に対して、火災予防上必要な業務に関する計画を管轄する消防署長へ提出しなかった場合、罰則（※９）を科することとしました。

　※９　罰則は？

　　　　「指定催し」を主催する者に対し、３０万円以下の罰金を科すこととしました。

５　施行日は、平成２６年７月１日です。